

貸金庫規定(一般型)

2022年9月1日現在

1条(格納品の範囲)

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
 - ① 公社債権、株券、契約証書、その他の有価証券。
 - ② 預金通帳、証書、契約証書、権利証書、その他の重要書類。
 - ③ 貴金属、宝石、その他の貴重品。
 - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの。
- (2) 当金庫は、前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。

2条(契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主、または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。また、継続後も同様とします。

3条(使用料)

- (1) 貸金庫の使用料は、金庫所定の料金により1年分を前払いするものとし、毎年、当金庫の指定日4月16日(休日の場合翌営業日)に、借主が指定した預金口座から自動引落しいたします。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1ヶ月としてその月から月割計算により支払ってください。
- (2) 使用料は、諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

4条(鍵の保管)

貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当金庫が保管します。

5条(貸金庫の開閉および取扱時間)

- (1) 貸金庫の開閉は、借主または借主が予め届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。
- (2) 開閉に当たっては、当金庫所定の貸金庫開閉票に届出の印章により記名押印してください。なお、閉庫後は、貸金庫の施錠を確認してください。
- (3) 格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。
- (4) 貸金庫の開閉等取扱時間は、平日の午前9時から午後3時までとします。

6条(届出事項の変更等)

- (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面にて当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。正鍵を失ったとき、もしくは、毀損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて、当金庫が通知、または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到着すべきときに到着したものとみなします。

7条(印章、鍵の喪失時等の取扱い)

- (1) 印章、もしくは、正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

- (2) 正鍵を失った場合、または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用（実費および金庫所定の手数料）を支払ってください。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

8条（印鑑照合等）

貸金庫開閉票、諸届、その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて、開庫その他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、使用される鍵について当金庫は確認する義務を負いません。

9条（損害の負担等）

- (1) 災害、事変、その他の不可抗力の事由、または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開閉に応じられないことがあります。このために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
- (3) 借主、もしくは、代理人の責めに帰すべき事由、または格納品の変質等により、当金庫、または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

10条（反社会的勢力との取引拒絶）

この貸金庫は、第11条第3項第1号、第2号AからEおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第3項第1号、第2号AからEまたは第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

11条（解約等）

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明け渡してください。なお、正鍵、または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解除することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明け渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
- ①借主が使用料を支払わないとき。
 - ②借主について相続の開始があったとき。
 - ③借主、もしくは、代理人の責めに帰すべき事由、または格納品の変質等により、当金庫、もしくは第三者に損害を与え、またはその恐れがあると認められる相当の事由が生じたとき。
 - ④店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき。
 - ⑤借主、または代理人がこの規定に違反したとき。
 - ⑥マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があつ

たときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明け渡してください。

①借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

(4) 前3項の明け渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から、明渡しの属する月までの使用料相当額を月割計算によって支払ってください。この場合、第3条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当致します。不足額が生じた場合は直ちに支払ってください。なお、当金庫は、この不足額を明渡しの日に第3条1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

(5) 第1項から第3項の明け渡しが3ヶ月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途保管し、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

(6) 使用料、遅延損害金、その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。

1 2 条 (貸金庫の修繕、移転等)

貸金庫の修繕、または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取り、または貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

1 3 条 (緊急措置)

法令の定めるところにより貸金庫の開扉を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開扉し臨機の処置をす

ることができるものとします。このために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

1 4 条（譲渡、転貸等の禁止）

貸金庫の使用権は、譲渡、転貸、または質入れすることはできません。

1 5 条（保証人）

保証人は、この契約から生ずるすべての債務について、借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。

1 6 条（成年後見人等の届出）

（1）家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

（2）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

（3）すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。

（4）第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。なお、届け出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

1 7 条（規定の変更等）

（1）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

（2）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上